

兵庫県公報

平成24年12月5日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年12月5日

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 30 平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第14項の規定の適用については、同項の表別表第6の加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表別表第6の加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表別表第6の加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

（施行期日）

- この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）附則第30項の規定は、平成24年6月1日から適用する。
（期末手当及び勤勉手当の内払）
- 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年12月5日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第10号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 36 平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第22項の規定の適用については、同

項の表 100 分の 20 又は 100 分の 15 の項中「100 分の 50」とあるのは「当該割合が 100 分の 20 である職員にあっては 100 分の 40 を、当該割合が 100 分の 15 である職員にあっては 100 分の 36.7」と、同表 100 分の 10 の項中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 20」とし、同表 100 分の 5 の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に 100 分の 0.1 未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）附則第36項の規定は、平成24年6月1日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 2 改正後の管理規程の規定を適用する場合には、改正前の病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。